

6 循環第 1310 号  
令和 7 年 1 月 21 日

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長

窓口キャッシュレス決済導入における申請手数料の取扱いについて  
(通知)

日頃は、本県の廃棄物行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

この度、本県において窓口キャッシュレス決済が導入されたことに伴い、別表に掲げる産業廃棄物処理業許可申請書等の申請手数料の取扱いを下記のとおり変更しました。

つきましては、貴協会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 変更内容

| 変更前               | 変更後                            |
|-------------------|--------------------------------|
| 申請手数料は、愛知県収入証紙で納付 | 申請手数料は、愛知県収入証紙又は窓口キャッシュレス決済で納付 |

2 利用開始日

令和 7 年 1 月 20 日 (月)

3 利用可能となる決済手段

| 決済手段     | 決済サービス   |
|----------|--|
| クレジットカード | Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、DISCOVER                            |
| 電子マネー    | 楽天Edy、WAON、nanaco、交通系 IC (Kitaca、Suica、PASMO、toica、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん) |
| コード決済    | PayPay、d 払い、au PAY、楽天ペイ、メルペイ、AEON Pay、Alipay、WeChat Pay、J-Coin Pay、ゆうちょ Pay          |

担 当 資源循環推進課

産業廃棄物適正処理推進室審査グループ

電 話 052-954-6235 (ダイヤルイン)

ファックス 052-953-7776

電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp